

## 第1回定例理事会議事録(未承認)

日時：2017年(平成29年)04月17日 13:30~15:15  
 場所：日本人会事務局 会議室(ピアマリン1階)  
 出席者：理事17名 監事1名、傍聴事務局員1名  
 議事：【理事会資料は日本人会事務局にて公開しております。ご興味のある方は是非ご覧ください。】

- 理事会成立確認  
理事定数17名の3分の2以上の出席を確認。
- 第45回定時総会議事録の承認確認  
定時総会議事録の承認を得る。
- グアム日本人会について  
グアム日本人会及び理事会に関しての概略の説明を行った。  
・各部年次計画、予算案等
- 高木会長方針演説  
今年度の日本人会運営に関しての方針説明があった。  
要旨は以下のとおり。  
・秋祭りは、青年部だけではなく、全ての理事にて担当協力する。  
・各部のイベントには極力参加する。  
・日本人会の仕事に関しての作業マニュアルの完成を目指す。  
・日本人会へのスポンサー獲得増を促す。
- 各理事の担当部発表と自己紹介  
高木会長より、各部署長及び担当理事の発表があり、各自自己紹介を行った。
- 各部報告
  - 教育部 (日吉部長)  
チャリティーゴルフコンペ開催案の案内があった。  
日時：06月25日(日曜日)  
詳細は後日一斉配信にてお知らせする。
- 2017年度秋祭り日程について  
ここ数年間開催日の決定が5月以降にずれ込み、各関係機関にご迷惑をかけているので候補日を討議し、最終確認の調整を行う。
- 総領事館より  
特に無し。
- その他  
次回理事会は、5月18日(木曜日)午後13:30より、日本人会事務局会議室にて開催。以上

代) 五味 智

## 第40回 日本人会チャリティーゴルフ大会開催のご案内

会員の皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。本年もグアム日本人会では、グアム日本人学校(全日制・補習校)支援のファンドレイズを目的としたチャリティー・ゴルフ大会を開催します。会員の皆様はもちろん、会員以外の方もご参加いただけます。どうぞお誘いあわせの上、奮ってお申込みいただきますようお願い致します。

開催日:6月25日(日) 受付:7時15分~ 開会式:7時40分

会場:レオパレス・リゾート・カントリークラブ

(代表電話 471-0024)

競技方法:個人戦 ダブルペリア方式による個人スコアで競っていただきます。

団体戦 ダブルペリア方式で各チーム上位3名の合計スコアで競っていただきます

参加費:1名120ドル(ゴルフプレイ代、パーティー、日本人学校への寄付を含む)

申込方法:個人戦および団体戦にてお申込みください。

申込書に記入の上、参加費を添えて日本人会事務局までお申込みください。

団体戦に参加の場合は4人1組(会社、サークル仲間、友人、ご家族など)のチーム名を書き入れてお申し込み下さい。

(チェックでのお支払の宛先は「Japan Club of Guamです」)

申込締め切:6月21日(水)

申込み先:日本人会事務局 電話 646-8066 FAX 646-8067

※ご不明な点は、日本人会理事 日吉(携帯483-0936)までお問い合わせください。

## 運転免許証の書き換えと新規申請手続きの変更

連邦政府からの通達により、5月1日より表記法令が変更になりました。今後は運転免許証の書き換え、新規申請の際には下記3種類のIDが必要です。

- 居住する地区のMayorからの居住証明。
- Social Security Cardの原本又は過去5年間のW2又は1099 Tax form.
- Birth Certificateの原本又はパスポート  
Mayorへの居住証明書の申請には家の賃貸契約書や水道、電気代の支払い証明でも可とのことです。 S.W.

## 在外選挙人名簿の登録資格

日本国籍をお持ちの方

年齢が満18歳以上の方

海外に3か月以上お住まいの方

住所を管轄する日本大使館・総領事館の管轄区域内に引き続き3か月以上お住まいの方

### 【留意点】

申請時に3か月以上住所を有している必要はなく、在留届の提出と同時に申請することができます。

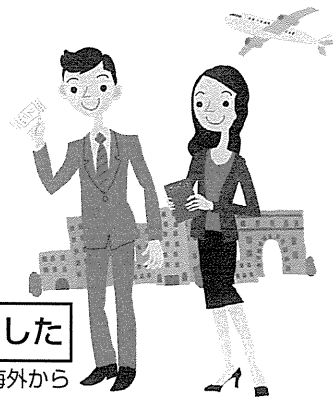
3か月以上住所を有していることが確認された後に、市区町村選挙管理委員会において在外選挙人名簿に登録されます。

## 選挙権年齢が「満18歳以上」に引き下げられました

2015年6月19日(改正法公布日)以降、満18歳以上の方についても、海外からの投票に必要な在外選挙人名簿の登録申請が可能となりました。

# 活用しよう! 在外選挙制度

外国においても日本の国政選挙で投票ができます。



「在外選挙制度」により外国においても衆議院議員選挙(小選挙区・比例代表選挙)および参議院議員選挙(選挙区選挙・比例代表選挙)で投票することができ、海外で投票するためには、お住まいの住所を管轄する日本大使館・総領事館(領事事務所を含む)を通じて、日本での最終住所または本籍地の市区町村選挙管理委員会に在外選挙制度人名簿への登録を申請する必要があります。登録された方には、投票に必要な「在外選挙人証」が、申請先の市区町村選挙管理委員会から日本大使館・総領事館を通じて交付されます。